

広島県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十一号

広島県立自然公園条例の一部を改正する条例

広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 公園計画（第六条―第七条の二） 第三章の二 公園事業（第七条の三―第十条の十一） 第四章（略） 第四章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第二十五条の二―第二十五条の六） 第五章―第八章（略） 附則 （公園計画） 第六条（略） 2  公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。 3  知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。 4  （公園計画の廃止及び変更） 第七条（略） 2 前条第四項の規定は、公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。 （協議会による公園計画の変更の提案） 第七条の二 第七条の四第一項に規定する協議会は第十条の七第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第二十五条の二に規定する協議会は第二十五条の三第一項に規定す</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 公園計画（第六条・第七条） 第三章の二 公園事業（第七条の二―第十条の七） 第四章（略） 第五章―第八章（略） 附則 （公園計画の決定） 第六条（略） 2  （公園計画の廃止及び変更） 第七条（略） 2 前条第二項の規定は、公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。</p>

る自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2| 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の決定)

第七條の三 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

2・3 (略)

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第七條の四 自然公園の区域をその区域を含む市町は、規則で定めるところにより、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第二十四條第一項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点(以下「利用拠点」という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2| 前項に規定する協議会は、知事に対し、第十條の七第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

3| 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(承継)

第十條の三 公園事業者(第八條第三項の認可を受けた者に限る。)が県及び市町以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2| (略)

3・4 (略)

5| 第三項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の決定)

第七條の二 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2・3 (略)

(承継)

第十條の三 (略)  
2・3 (略)  
4| 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第十条の六 (略)

第十条の六 (略)

(利用拠点整備改善計画の認定)

- 第十条の七 第七条の四第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画(以下「利用拠点整備改善計画」という。)を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点の整備改善に関する事業(以下「利用拠点整備改善事業」という。)を実施しようとする者は、共同で、知事に利用拠点整備改善計画の認定を申請することができる。
- 2| 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 利用拠点整備改善計画の区域(以下この条において「計画区域」という。)
  - 二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
  - 三 利用拠点整備改善計画の目標
  - 四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
  - 五 第八条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項
  - 六 第八条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
  - 七 計画期間
  - 八 その他規則で定める事項
- 3| 利用拠点整備改善計画は、景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
- 4| 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 公園計画に照らして適切なものであること。
  - 二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
  - 三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5| 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6| 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

1| (認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更

第十條の八 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第七條の四第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2| 前条第四項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第一項及び第十條の十において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3| 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

1| (認定の取消し)

第十條の九 知事は、第十條の七第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2| 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

1| (公園事業に関する特例)

第十條の十 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第十條の七第四項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第八條第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

1| (報告徴収及び立入検査)

第十條の十一 (略)

2| 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第十條の七第四項の認定（第十條の八第一項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改

1| (報告徴収及び立入検査)

第十條の七 (略)

善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

3| 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならぬ。

4| 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)  
第十一条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として行う行為

二 認定自然体験活動促進事業（第二十五条の五第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第二十五条の三第一項に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

三・四 (略)

(利用調整地区)  
第十二条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 公園事業を執行するため、又は認定利用拠点整備改善事業を行うために立ち入る場合

四 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

五-七 (略)

(条件)

第二十条 第十一条第三項及び第十二条第三項第七号の許可には、自然公園の風致又は景觀を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)  
第二十一条 (略)

2-6 (略)

7 (略)

一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為

二 認定自然体験活動促進事業として行う行為

2| 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならぬ。

3| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)  
第十一条 (略)

2-7 (略)

8 (略)

一 公園事業の執行として行う行為

二・三 (略)

(利用調整地区)  
第十二条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 公園事業を執行するために立ち入る場合

四-六 (略)

(条件)

第二十条 第十一条第三項及び第十二条第三項第六号の許可には、自然公園の風致又は景觀を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)  
第二十一条 (略)

2-6 (略)

7 (略)

一 公園事業の執行として行う行為

為

三一六 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十三条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十一条第三項若しくは第十二条第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第二十一条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命じられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十一条第三項、第十二条第三項第七号、第二十一条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、又は第十一条第三項各号、第十二条第三項第七号若しくは第二十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 (略)

(利用のための規制)

第二十五条 (略)

一・二 (略)

三 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号又は第三号に掲げる行為をしている者があるときは、その職員に、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 (略)

第四章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第二十五条の二 自然公園の区域をその区域に含む市町は、規則で定めるところにより、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

(自然体験活動促進計画の認定)

第二十五条の三 前条に規定する協議会(次条第一項において単に「協議会」という。)において、公園計画に基づき、規則で定めると

二一五 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十三条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十一条第三項若しくは第十二条第三項第六号の規定による許可を受けた者又は第二十一条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命じられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十一条第三項、第十二条第三項第六号、第二十一条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、又は第十一条第三項各号、第十二条第三項第六号若しくは第二十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 (略)

(利用のための規制)

第二十五条 (略)

一・二 (略)

2 知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その職員に、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 (略)

ころにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施しようとする者は、共同で、知事に自然体験活動促進計画の認定を申請することができる。

2| 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

三 自然体験活動促進計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

五 計画期間

六 その他規則で定める事項

3| 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4| 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5| 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

第二十五条の四 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2| 前条第三項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3| 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第二十五条の五 知事は、第二十五条の三第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第二十五条の三第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2| 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第二十五条の六 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十五条の三第三項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関する報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2| 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（風景地保護協定の締結等）

第二十六条 県若しくは市町又は第三十二条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十三条第一項第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

一一五（略）

2―5（略）

（風景地保護協定の締結等）

第二十六条 県若しくは市町又は第三十二条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十三条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

一一五（略）

2―5（略）



(指定)

第三十二条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる」と認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2-4 (略)

(業務)

第三十三条 (略)

一・二 (略)

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2| 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供する（一）。

二 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第三十四条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第一項一号に掲げる業務を行わなければならない。

第三十九条 (略)

(利用の増進のための情報の提供等)

第三十九条の二 県は、自然公園の利用の増進に資するため、自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の六第一項又は第二十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第十一条第三項の規定に違反したとき。

(指定)

第三十二条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2-4 (略)

(業務)

第三十三条 (略)

一・二 (略)

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供する（一）。

四 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

五 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第三十四条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

第三十九条 (略)

第四十一条 第十条の六第一項又は第二十二条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第三項の認可を受けた者が、同条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更したとき。

二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反したとき。

三 第十二条第三項の規定に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第十三条第一項又は第七項の認定を受けたとき。

五 第二十条の規定により許可に付された条件に違反したとき。

第四十四条 第十条の二、第二十一条第二項又は第三十五条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の十一第一項若しくは第二項、第十九条第一項若しくは第二十五条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 偽りその他不正の手段により第十三条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けたとき。

三 第十六条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止したとき。

四 第二十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十一条第五項の規定に違反したとき。

六 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第二十三条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十五条第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

九 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十五条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）

二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

三 第十一条第三項又は第十二条第三項の規定に違反した者

四 偽りその他不正の手段により第十三条第一項又は第七項の認定を受けた者

五 第二十条の規定により許可に付された条件に違反した者

第四十四条 第十条の二、第二十一条第二項又は第三十五条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 偽りその他不正の手段により第十三条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けた者

三 第十六条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者

四 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

若しくは虚偽の陳述をした者

五 第二十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十一条第五項の規定に違反した者

七 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第二十三条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十五条第一項第一号に掲げる行為をした者

十 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十五条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同

条第一項第二号又は第三号に掲げる行為をしたとき。	条第一項第二号に掲げる行為をした者
十 第三十八条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。	十一 第三十八条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

附 則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。